

○丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成 27 年 12 月 24 日条例第 41 号)

改正 平成 28 年 3 月 29 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
 - 3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条 私立学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の6の項の右欄又は7の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第6条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条及び第6条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則(平成28年3月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号)によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務で

	あつて規則で定めるもの
3 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。))に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによつて実施されている外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの
5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)による住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長 又は教育委員会	丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 17 年教育委員会告示第 6 号)による就園奨励に関する事務であつて規則で定めるもの
7 教育委員会	丸亀市就学奨励費支給要綱(平成 17 年教育委員会告示第 5 号)による就学奨励に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 2(第 4 条関係)

機 関	事務	特定個人情報
1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例によるこども医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))であつて規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))であつて規則で定めるもの
		生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))であつて規則で定めるもの
		通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによつて実施されている外国人の保護の実施に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。))であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。))であつて規則で定めるもの
2 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。))であつて規則で定めるもの

		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6	丸亀市私立幼稚園就園奨励費補	地方税関係情報であって規則で定めるもの

市長	助金交付要綱による就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	法別表第 1 の 76 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 の 2 市長	法別表第 1 の 84 の項の下欄に掲げる地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務(法第 19 条第 7 号の規定により同表の第 4 欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報
10 教育委員会	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報

別表第 3(第 6 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	丸亀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報

			であって規則で定めるもの
3 教育委員会	丸亀市就学奨励費支給要綱による就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報
5 教育委員会	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務	市長	当該事務の区分に応じ、法別表第 2 の第 4 欄に掲げる情報